

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間: 2019年8月1日～2020年7月31日

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

マージン率は、以下の計算式で算出します。(小数点第2位以下を四捨五入)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

株式会社ジョイトーク	栃木県さくら市氏家 2371 番地 12
------------	----------------------

(1) 派遣労働者数の数(1日平均)

104人

(2) 派遣先の数(事業年度あたりの事業所数)

27件

(3) 派遣料金の平均額(8h平均)

22,802円

(4) 派遣労働者の賃金の平均(8h平均)

17,508円

(5) マージン率

23.2%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

(6) 教育訓練に関する事項

(キャリアコンサルティングの相談窓口)

ヘルプデスク	028-682-0006
--------	--------------

(教育訓練に関する事項)

訓練の内容	実施方法	賃金支給	労働者の費用負担
新規採用者への研修	OFF-JT	有	無
派遣前研修	OFF-JT	有	無
維持、向上研修	OJT/OFF-JT	有	無
中途採用者への研修	OJT/OFF-JT	有	無

(7) 福利厚生に関する事項

年次有給休暇・定期健康診断

(8) 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無

有

(9) 上記労使協定の有効期間

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

(10) 上記労使協定の対象となる労働者の範囲

全ての派遣労働者